

(介護保険)訪問看護重要事項説明書

令和6年10月1日

ゆめの里和田訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、ご利用者に対して介護予防訪問看護・訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 事業所の概要

名 称	ゆめの里和田訪問看護ステーション
所 在 地	〒390-1242 長野県松本市大字和田 2240-33
介護保険事業者番号	2060290117
電 話 番 号	0263-40-3526（直通）
F A X 番 号	0263-40-3370
管 理 者 名	鴨田 理恵
通常の事業の実施地域	松本市（四賀、奈川、安曇を除く）、山形村

2. 運営の方針

地域の保健・医療・福祉サービスの提供機関との密接な連携のもとに、多様なニーズに対応した訪問看護、健康相談を行います。

3. 事業所の従業者

管理者	常勤兼務	1名
看護師	常勤換算	2.5名以上
事務員	非常勤	1名

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日、12/30～1/3 は除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

当事業所は、緊急時訪問看護加算を算定し、利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合には24時間対応できる体制をとっています。
電話等により相談を頂いた場合、必要に応じて緊急訪問・主治医への連絡を行います。

5. 訪問看護の内容

- (1) 健康状態の観察（病状の観察、血圧・体温・呼吸の測定、健康チェック）
- (2) 日常生活の看護（体の清拭・入浴、排泄、食事など）
- (3) 医師の指示による医療処置（カテーテルの管理、床ずれの処置など）
- (4) リハビリテーション（寝たきりの予防・拘縮や機能回復等）
- (5) 療養生活や介護方法の相談
- (6) 生活環境の調整と社会資源の活用相談

- (7) 認知症の看護と介護相談
- (8) 終末期の看護（介護予防訪は除く）

6. 緊急時の対応

- (1) 訪問看護を実施している時に、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を得るなど、必要な処置をします。
- (2) 看護師以外の職員が、電話等で連絡を受けた際は、速やかに看護師に報告し、看護師より折り返し連絡させて頂き対応いたします。
- (3) 事業所は、「緊急時訪問看護加算の体制」を整備しています。この制度ご利用の場合は、同意が必要です。

7. 訪問看護の提供方法

- (1) 主治医の指示書及び地域包括支援センター、介護支援専門員からの介護予防サービス支援計画書、居宅サービス計画書に基づいて訪問し、サービスを提供します。
- (2) 毎月、主治医及び地域包括支援センター、介護支援専門員に報告書を提出します。
- (3) 訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上、利用者の同意を得て交付します。
- (4) 「訪問看護サービスの内容」（別紙-1）に基づき提供します。
- (5) 災害や交通事情等により、訪問の変更または中止することがあります。

8. 利用料

- (1) 事業所は介護保険給付に要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
利用料の詳細は、「介護保険訪問看護料金表」（別紙-2）に定める通りと致します。
介護保険からの給付サービスを利用する場合、介護保険負担割合証（1割から3割）に応じた利用料になります。
介護保険給付の範囲を超えたサービスは、全額自己負担となります。
- (2) お支払い方法
毎月10日前後に、前月分の請求書をお渡し致します。
 - ① J A松本ハイランド管内・八十二銀行・ゆうちょ銀行の利用者の指定口座から、自動振替の場合利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月18日に振替えさせて頂きます。（18日が金融機関の休日の場合は、翌営業日。）
 - ② 現金払いの場合
利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月末までにご請求させて頂きます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。
- (3) サービス提供中に利用する電気・ガス・水等は、利用者負担とさせて頂きます。

9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 訪問看護を提供するうえで知り得た、利用者又はその家族の情報は、第三者には漏らしません。サービス担当者会議等において利用者、またはその家族の個人情報を提供する場合

は、「個人情報使用同意書」(別紙-3)をもってあらかじめ同意を得ます。

(2) 個人情報は、保管管理の徹底や職員間の意思統一等により、慎重な取り扱いをします。

10. サービス内容に関する苦情・相談

訪問看護に関する相談、要望、苦情は担当者又は次の窓口までお申し出下さい。

苦情・相談先名称		電話番号	担当部署・担当者
ゆめの里和田訪問看護ステーション		0263-40-3526	所長： 鴨田 理恵
		相談時間： 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:30	
利用者の声を聴く会 (ゆめの里和田第三者委員会)		0263-47-3802	会長： 平林 茂雄
各市町村の 相談窓口	松本市	0263-34-3213、3214	高齢福祉課
	安曇野市	0263-81-1636	保健医療部介護保険課
	朝日村	0263-99-2251	朝日村包括支援センター
	塩尻市	0263-52-0285	福祉事業部長寿課介護保険係
	山形村	0263-97-2100	保健福祉課介護保険係
国民健康保険団体連合会		電話番号 026-238-1554 FAX 番号 026-238-1560	

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無：無

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

(事業所) 事業者名 ゆめの里和田訪問看護ステーション

所在地 松本市大字和田 2 2 4 0 - 3 3

管理者 鴨田 理恵

説明者 _____

私は、サービス内容及び重要事項について文書によって事業者から説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

(利用者との続柄)